

いたくら 議会だより

今月の 主な内容

- ◆副議長就任あいさつ 2 P
- ◆6月定例会・議案審議 3 P
- ◆一般質問 6 P
- ◆陳情・議長室エッセイほか 7 P
- ◆町政へ一言・編集後記 8 P

2017 8 / 1

第142号



少年消防クラブによる初期消火訓練
6/25(日) 町避難訓練・総合防災訓練開催

副議長が就任しました 農業委員10人の選任同意を可決 一般会計・特別会計補正予算を可決

平成29年第2回板倉町議会定例会が、6月6日から14日までの9日間の日程で開催されました。今回の定例会では、同意10件、報告3件、町道路線の認定議案1件、補正予算議案2件、陳情1件、発議1件の計18議案が審議され、陳情1件を除く、17議案が可決となりました。また、初日に副議長の選挙が行われ、副議長に今村好市議員が就任しました。



副議長就任あいさつ

副議長 今村好市
町政の最重要課題に
ご意見・提案を反映できる議会活動を！



6月6日に開催された定例会におきまして、副議長に選任されました。その職責を全うできるよう最善の努力をする覚悟です。副議長となり初の仕事、議員発議による「青木秀夫議長の不信任決議」の審議でありました。板倉町議会の長い歴史で「正副議長2年交代」の慣例が定着してから初めて

の出来事であります。その不信任案提出の背景には、町議会が守り続けて来た慣例が突然破られたことに端を発しています。議員として自分達のつくったルールや慣例を守ることに、活発な審議運営が保たれ、活発な審議運営ができるものであると思います。今、町は将来にむけて最重点課題(合併、小学校統廃合等)の方向付けをする大事な時期にきています。町民皆さまのご意見、ご提案を積極的に反映できる議会活動(町政運営)に一層の努力をしてまいります。つきましては、皆さまの支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさついたします。

副議長の選挙

平成29年5月19日に副議長から辞職願が提出され、議長が許可したことから欠員となっていた副議長について、平成29年第2回板倉町議会定例会の初日に選挙が行われ、今村好市議員が副議長に就任しました。

人事案件

◆板倉町農業委員の選任について

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が一部改正されたことにより、農業委員については議会の同意を得て任命することとなりました。同法第8条第1項及び板倉町農業委員会の委員選任に関する規則第8条第1項の規定に基づき決定した農業委員候補者について、現在の農業委員が平成29年7月19日をもって任期満了となるため、新しい農業委員として次の方々を選任することに同意しました。
茂木 貞夫さん(大字除川) 飯塚 博さん(大字細谷) 長谷川政雄さん(大字初倉) 榎本 吉昭さん(大字岩田) 星野 敏一さん(大字板倉)

報告

◆平成28年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

繰越した事業については、庁舎建設事業を含む5事業であり、翌年度への繰越総額は7,161万5千円となります。

◆平成28年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

主な事業としては板倉ゴルフ場に係る地権者の連絡調整及び代替地の水利費補償等の業務であり、決算額については、収入8万4700円に対して、支出9万3,340円であり、1万2,870円の損失となりました。

◆平成29年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

主な事業計画としては板倉ゴルフ場に係る地権者の用地調整業務であり、予算の概要

可決議案

◆町道路線の認定について

板倉ニュータウンに群馬県企業局が設置した太陽光発電所の用地内で実施している町道の新設工事が、7月末に完了することから町道路線として認定するものです。



▲7月末完成となる町道の様子

補正予算質疑

初日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係議案2件の審査を行いました。



「青木秀夫議長の不信任決議」可否同数 議長(今村副議長)の裁決により可決

平成29年第2回板倉町議会定例会の最終日に荒井英世議員から「青木秀夫議長の不信任決議について」が発議され、地方自治法第117条の規定により青木秀夫議長が除斥、同法第106条第1項の規定により今村好市副議長が議長を務めました。採決の結果については可否同数となり、議長裁決により可決となりました。

◆発議第1号 青木秀夫議長の不信任決議について 青木秀夫議長の不信任決議案

板倉町議会は、青木秀夫議長を信任しない。
〔提案理由要旨〕 地方自治法第103条には議長・副議長の任期は、議員の任期によるとある。しかし、当議会では正副議長は2年毎に交代することが慣例化されている。しかし、今回その慣例は突然破られた。仮に慣例に異議を唱えるなら全体協議会を開催し、全議員の同意を得るべきであるが、それさえも実施されていない。議会運営は町議会基本条例に基づき実施しているが、慣例は基本条例を補完し、円滑に行うためのもの。青木議長は慣例を尊重し議長を辞職すべきである。

◆青木秀夫議長の弁明

地方自治法第117条ただし書の規定に基づき、青木秀夫議長から弁明したい旨の申し出があり、議会が同意した。
〔弁明要旨〕 議会は、地方自治法等によって運営されている。その地方自治法103条に「議長の任期は、4年とする」と明文化されている。その条文を理解している筈の議員が、「法律を守った」「法律を破らなかった」と耳を疑うような理由で議長不信任案を提出したのである。それは、法的拘束力もない単なる「いやがらせ行為」でしかない。法律と慣例の関係は、法律がある限り法律が優先するのは議論の余地がない筈です。よって、法律で認められている議長任期を全うする所存です。

【質疑Q・延山議員】

慣例を尊重しないから不信任案を提出したということだが、当時副議長であった荒井議員も5月8日に辞職願を提出していない。2年が慣例ということであれば、なぜ辞職をしなかったのか。荒井議員は5月19日に辞職願を提出している。一日でも過ぎれば慣例を破ったことになると思うが、そうは思わないのか。

【質疑A・荒井議員】

臨時議会の進め方としては、議長が辞職願を提出し、その後副議長が提出するという慣例がある。議長が辞職願を提出することなく臨時議会の日程が終了してしまった。慣例を破ったといえれば、ある面ではそう言えるかもしれないが、副議長は閉会中でも辞職することができる。別に手続き上何ら問題はないと思う。

【反対討論要旨・延山議員】

議長は2年の慣例に従わないから不信任決議とは議会議員として軽率な行為であり残念に思う。地方自治法に議長は4年とし議長の短期交代制は議長ひいては議会全体の権限を自ら失墜させるために極力慎まなければならないと明文化されている。過去に4年、8年と議長を務めた議員もおられる。慣例は法律、条例の明文がない場合に適応、国の上位法より慣例を優先させようとすることは法を無視する極めて横暴で身勝手な行動と受けとめ反対。

【反対討論要旨・本間議員】

議長選挙で選出された青木議長を信頼できないことは、個人の好き嫌いと同じレベルで議場で取り上げる理由になるだろう。町民不在の無用な議会混乱を招く事態は取り上げるべきでない。青木議長は議会運営等職務を立派に遂行している。人の職責を奪うという軽々なことはよく考えてほしい。権利の上に眠れる者はこれを保護せずとの格言があるが、議長任期は4年である法で守られている権利を主張することは何ら不信任に値しない。

【賛成討論要旨・針ヶ谷議員】

臨時議会は事前に議会運営委員会に於いてその日程が協議され、本人同席のもと決定した。それ以前に、町監査委員を受けており当人は議長を辞職する意志があったことは明白である。

また、以前には持ち回りで就任する郡議会議長の順番が変更された。本人は納得されているようであるが議員への説明はなかった。以上の点から留任は不適当と考え、発議に同意致します。

【反対討論要旨・小林議員】

今回の議長不信任決議案の関係ですが、5月8日の臨時議会において、このような発議も何もなく、スムーズに進みました。提案者が不服とするならば議会広報が発行される前、要は5月8日から、1日か2日後に再度臨時議会を開催するのでしたらまだしも、町民に議会広報で議会構成が変わりましたという事を周知した後に、この発議を出すということは、町民が不信を持つのではないかと、この提案に対し、異議を申すものです。

議案名	議員氏名・議席順	小林武雄議員	針ヶ谷穂也議員	本間清議員	亀井伝吉議員	島田麻紀議員	荒井英世議員	今村好市副議長	小森谷幸雄議員	延山宗一議員	黒野一郎議員	市川初江議員	青木秀夫議長	議決結果
発議第1号	青木秀夫議長の不信任決議について	×	○	×	×	○	○	議長	○	×	○	×	除斥	可否同数可決

※議会基本条例の施行に伴い、賛否が分かれた議案のみ結果を議会だよりへ掲載します。(○：賛成、×：反対)

Q 今村委員

道路新設改良費については3月定例会において増額補正を要望していた件かと思うが、要望していた3路線分ではなく、2路線分の補正となっている。財政上やむを得ないことかと思うが、残りの1路線についても一部着工できないか。また、これらの路線名について伺いたい。

A 高瀬都市建設課長

工事の労務単価及び資材単価等が予想以上に上がっていることから、2路線分の補正となった。残りの1路線については、当初予算で計上した路線の工事発注状況を見ながら考えていきたい。また、路線名については、補正した2路線が町道2185号線と町道1182号線であり、残りの1路線が町道5118号線である。



▲第10行政区に設置された防災倉庫

Q 市川委員



▲体育館等に新たに増設されたAED

Q 針ヶ谷委員

保険料還付金の追加とある。直接予算とは関係ないが、還付金の詐欺事件が時折発生している。

Q 針ヶ谷委員

保険料還付金の追加とある。直接予算とは関係ないが、還付金の詐欺事件が時折発生している。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

Q 針ヶ谷委員

保険料に間違いがあり、当初の賦課額と計算し直した金額の差額が還付金ということであり、間違いのあった期間に対しての利息に当たったものが還付加算金である。

一般質問

議会2日目
6月7日(水)

本間 清 議員

子どもに読書習慣の重要性を

身につけさせるには



子どもの読書離れを防ぐには

問・インターネットやスマートフォン等の影響により子どもの読書離れが進んでいると思うが対策は

答・教育委員会事務局長 各

公民館の図書室利用者必ずしも多くはないが、幼児期から本に親しむよう読み聞かせ等の事業を展開している。町内の小学生は学校の図書室を利用し、年間200冊を借りており平均200冊を借りており結構な数だと思ふ。中学生になると16から20冊弱になってしまふ。小学校によっては「読む読む

日記」といって読み始めから終わりまでの目標を立て、自分なりの評価をして感想を書いて図書室に返すと担当の先生からコメントがあり、好きな本ばかりに偏らないようないろいろな本を読むよう促している。又「ふあみ

読」といって、家族の人と同じ時間帯お互いに本を読み合う時間を設ける事業を展開している。答・教育長 読書離れは文字離れやデジタルあるいは視覚化された時代背景により読むより目に入ってくることで判断し、見ることで事足りてしまふという思いがある。子どもたちに読書を勧めても読まれているという感覚では実績は上がらない。これには今後も町で実施している読み聞かせや、学校で読書の時間を持つことの大切さを家庭と協力しながら連携を進めていく。



問・図書館の設置は

答・邑楽郡内では板倉町を除

き図書館があるが設置の考えは。答・町長 町に図書館が欲しいという町民の声があることは認識している。決して多いとは言えないがそれなりの蔵書数を4つの公民館で保持しており、財政的、効果的な考えをすると、現時点で具体的な必要性は感じない。



▲町内の各公民館に設置されている図書室

答・町長 今日より明日が必ずよくなるそれが当たり前の人生を送ってきた我々は、経験したことの少ない縮小社会に既に入っていることを実感としてあまり認識していないと思う。このところ高齢者の福祉よりも少子化対策に流れが変ってきたように思われているところもあるが、今現在どの自治体でも緊急に求められているのは人口減少を止めることで、財政的に余裕があればやりたいことはいくつもあるが、誰がやっても出来ることは限られてくる中で、ほかの自治体でやっていることを我が町ではなぜやらないのかとの指摘もあるが、それぞれ財政、条件、町の形態が違うわけで、こういう質問があるたびに今やるか、少し先でもよいか、あるいは遅きに失したか思い返し、何を優先させなければならぬのか、厳しい選択をするには時の町長の政治判断も加わることになる。

問・町長は少子化対策として子育て支援と若い世帯の負担軽減を目指しているが、高齢化対策は従来ど

少子高齢化社会に対する町長の考えは。答・町長は少子化対策として子育て支援と若い世帯の負担軽減を目指しているが、高齢化対策は従来ど

陳情

6月6日議会初日、総務文教福祉常任委員会へ付託された陳情1件について、6月9日に委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、議会最終日に行われた委員長報告のとおり、継続審査とならぬ。◆「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関する陳情

陳情者 長谷見さおり (大字細谷) 継続審査 原子力エネルギー



問題については、国を二分する重要な問題である。熟慮の上、結論を出したいので、もう少しばら調査検討する必要がある。

議員派遣

▼群馬県町村議会議長会主催の新議員研修会 目的 議会議員としての一般教養を高めるため 場所 群馬県市町村会館 期間 平成29年6月26日(月) 派遣議員 新議員等 ▼群馬県町村議会議長会主催の議員研修会 目的 議会の活性化に資するため 場所 吉岡町文化センター 期間 平成29年10月27日(金) 派遣議員 全議員

▼全国町村議会議長会主催の議会広報研修会 目的 議会広報紙作成上の一般的な知識習得のため 場所 東京都千代田区シエーンプツハ・サポー 期間 平成29年9月28日(木) 派遣議員 議会広報特別委員 ▼邑楽郡町村議会議長会主催の議員研修会 目的 議会議員としての一般教養を高めるため 場所 館林市ジョイハウス 期間 平成30年2月9日(金) 又は2月16日(金) 派遣議員 全議員

議会広報特別委員会構成

平成29年6月14日付けで村村好市委員長から辞任願が提出され、同日付けで議長が許可したことから、欠員となった委員について、6月15日に荒井英世議員を選任しました。また、7月14日の委員会において、委員の互選により荒井英世委員が委員長に選任されました。

荒井 英世	委員長	本間 清	委員
針ヶ谷 裕也	副委員長	亀井 伍吉	委員
小林 武雄	委員	島田 麻紀	委員

一般質問・陳情・議長室エッセイ

議会日誌

- ◆6月 1日 第12回板倉町役場庁舎建設委員会現場見学会 板倉音頭・小唄保存会設立総会 6~14日 6月定例会(本会議、一般質問、常任委員会) 議会運営委員会/議員協議会 議員全員協議会/議会広報特別委員会 11日 町民スポーツフェスティバル 19日 百寿者慶祝訪問 20日 館林地区暴力団追放推進協議会役員会・定期総会 25日 第19回板倉町総合防災訓練 26日 第5回館林市・板倉町合併協議会 板倉まつり運営委員会 27日 邑楽館林医療事務組合議会臨時会 館林地区消防組合議会臨時会 28日 例月出納検査/水防協議会 29日 福岡県八女郡広川町議会行政視察受入 邑楽館林地域施策推進協議会 30日 板倉町総合農業振興協議会総会
- ◆7月 2日 板倉消防団ポンプ操法競技大会 6日 群馬東部水道企業団議会7月臨時会 板倉町人権教育推進委員会 14日 板倉町老人クラブ連合会輪投げ大会 議会広報特別委員会 19日 群馬県町村議会議長会一般会計決算監査 20日 群馬県町村監査委員研修会 21日 議員協議会/議員全員協議会 25日 例月出納検査 26日 群馬県町村議会議長会理事会 邑楽館林主要河川改修促進同盟会総会 28日 第6回館林市・板倉町合併協議会 館林地区消防組合決算審査

共謀罪法の拡大解釈・乱用への懸念

議長 青木秀夫

議長室エッセイ

平成29年6月15日が、徹夜の強行採決国会で共謀罪(組織犯罪処罰法)を成立させた日、民主主義崩壊の原点となった日として、30年、50年後の歴史に刻まれているのではないかと心配です。共謀罪のような法律がある限り、それを拡大解釈・乱用するヒットラーのような独裁者が出現し、言論統制で国民を苦しめる事例は、歴史に数多く示されています。共謀罪成立以前の今日に於いても、旧来型の尾行、張り込等の行動確認からGPS、通信傍受等の先端技術を駆使して、権力が国民のプライバシーを日常的に、非公式に監視しているのは、前川文科省前事務次官の例からも窺い知れるのです。共謀罪成立後、個人の秘密はどのようになるのだろうか。運用者次第ということになるのだろうか。犯罪予防という名目で共謀罪が恣意的に運用されたならば、言論封殺、暗黒社会になってしまうのではないだろうか。そうならないことを祈るのみです。もっとも、共謀罪が適用され、通信傍受等でプライバシーが丸裸にされる対象者の一番手は、皮肉にも共謀罪推進者の国会議員や霞ヶ関の官僚ではないだろうか。

団

結し災害に強い町づくりを

防災訓練を通しての気付き



大字大曲 青木博子さん

先日、私は女性防火クラブの
一員として、町の避難訓練
と防災訓練に参加しました。
あまり大きな声では言えませ

んが、参加するのは初めてで
当日に向けての2回のリハー
サルや当日の拘束時間等、内
心、憂うつな気分での参加で
した。しかし、避難訓練での
地域の方々の本番さながらの
リュックを背負つての避難、
防災訓練での消防隊員や町職
員その他多くの関係者の真剣
さと綿密な訓練の準備、互い
の協力が感じられ、命を守る
ための避難訓練の重要さと
もに、町民の一体感を感じる
有意義な一日となりました。
このような訓練を実施する
には大変な苦勞があると思
いますが、実際の災害に備え
て、また町民の団結力強化の
ため、今後も是非継続してい
ただきたいと思ひます。

ゴ

ゴミ収集日の変更・要望について

住民の声を行政サービスに反映



大字板倉 塩田和雄さん

私は、行政区の役員をして
地区のゴミステーションの管
理清掃を担当しております。
4月からゴミの出し方が変

わりました。ゴミの分別は、
おおむね良好になっておりま
す。分別の中で、燃えるゴミ
と容器包装プラスチックゴミ
で分けなければなりません。
今、家庭の中で燃えるゴミ
よりも容器包装プラスチック
ゴミの方が、比較的に多く
なっています。可燃ゴミが週
2回、資源ゴミを含む容器包
装プラスチックゴミが月2回
の収集日となっています。こ
れからも増えると思われる容
器包装プラスチックゴミの収
集日を週1回にし、燃えるゴ
ミを週2回から1回に出来な
いかという区民の要望があり
ます。いろんな問題があろう
かと思いますが、住民サービ
スの観点から切に望みます。

『傍聴して町政を知る』

だれでも簡単にできます “議会傍聴”

議会の本会議は公開制となっています。会議当日、
受付票に記入していただくだけで、どなたでも自由に
傍聴することができます。なお、定例会は下記のとおり
開催される予定です。

◆9月議会定例会（予定）

- 会期 9月5日(火)～9月19日(火)
- 議事 (1) 条例改正などの議案審議・採決
(2) 一般質問
(3) 決算認定議案審議・採決

※詳しい日程等については、後日議会のホームページでお知らせします。

お問い合わせ先
役場議会事務局 電話82-1111 内線511番

編集後記

夏になると冷や汗を思い出す。味噌・すりゴマ・砂糖・きゅうり・ネギのみじん切りをよく混ぜ、冷水を注いで出来上がり、これに麺を絡ませ食べる。暑くて食欲の無い時にもぴったりです。暑い時期には連日よく食べたが、飽きがこないものだ。
近年熱中症で病院へ搬送される方がよく報道される。夏バテや熱中症を防ぐ為に暑熱順化を取り入れ、暑い環境でも体温調節ができる様に身体が暑さに適応した状態にしましょう。冷房のある環境で過ごす人が増えた今は積極的に水分補給して「汗をかける」身体にしておくことが大切です。ベタベタ汗がサラサラ汗に変化します。今年も35度以上の猛暑日が何日になるのだろうか。大変気がかかりますが、暑さに対し楽に過ごせるようにしておきたいものです。

（議会広報特別委員 小林武雄記）